

No. 12

制 度 名	農地利用最適化交付金	主管課名	農業経営課 基盤強化 G					
		問合せ先	029-301-3833					
目的・趣旨	農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び業務に要する経費に対し、交付金を交付する。							
〔対象団体〕 市町村農業委員会 〔対象事業〕 農地利用最適化交付金 〔補助要件等〕 農業委員会事業計画の提出時点において、農業委員会が、農業委員会法第 7 条の指針を作成していること 〔対象経費〕 (1) 推進委員等による最適化活動推進事業 ア 最適化活動を行う推進委員等の報酬に係る経費 イ 遊休農地の解消等の最適化活動や農地等の所有者等への意向把握に係る経費 (2) 農地利用の最適化の推進のための支援事業 ア 農地等の所有者等への意向把握に係る経費 イ 現況地図の作成・地域の話合いの推進活動に係る経費 ウ 最適化活動の適正実施に係る活動に係る経費 〔補助限度額等〕 定額補助 〔経費負担割合〕								
区 分		国	県	市町村	その他			
市町村		定額	-	-	-			
〔令和 7 年度当初予算額〕 299, 198 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 44 団体（全市町村農業委員会）						
〔備考〕								